

No.	意見区分	意見概要	事業者見解	
1	大気質	17	3.騒音中の「全ての地点で昼夜ともに環境基準を達成しています。また、全ての地点で騒音規制法に基づく要請限度を昼夜ともに達成しています。」を以下のとおり修正願います。 「昼夜ともに環境基準を下まわっています。」 理由：静岡県で測定した2地点の測定結果は環境基準を下回っていますが、自動車騒音の達成状況は面的評価によるため、個別の測定結果は達成状況を判断するものではありません。また、要請限度は測定方法が異なるため評価できません。	方法書以降の資料で修正します。
2	大気質	参考資料 24	「また、全ての地点で騒音規制法に基づく要請限度を達成しています。」の削除を願います。 また、表3-1-19中の環境基準、要請限度の欄について削除を願います。 理由：1と同じ。	方法書以降の資料で修正します。
3	水質	(参考資料) P177	「表3-2-14公共下水道処理施設」中の処理能力が本市で公表している数値と異なっている。 ・ 館山浄化センター 現在処理能力 6,000 (m3/日) 計画処理能力 9,000 (m3/日) ・ 三ヶ日浄化センター 現在処理能力 1,800 (m3/日) 計画処理能力 5,400 (m3/日) ※出典「令和2年度 下水道事業年報 R2.4.1~R3.3.31」(浜松市上下水道部)	方法書以降の資料で修正します。
4	水質	21	11都田川水系河川整備計画 発行元 × 浜松市 → ○ 静岡県・浜松市	方法書以降の資料で修正します。
5	水質	参考 (1) 27	「都田川水系河川整備計画」(平成28年6月、浜松市) × ↓ (平成28年6月、静岡県・浜松市)	方法書以降の資料で修正します。
6	水質	参考資料 37	測定結果を修正してください。 R2 西神田川堀切橋 8.0→2.2 釣橋川三代橋 1.4→2.3 都筑大谷川末端 0.9→1.3 ※出典「浜松市の環境の現状と対策(令和3年度版)」(浜松市環境部環境保全課) P.37	方法書以降の資料で修正します。
7	水質	参考資料 52	・ R2は湖心、猪鼻湖及び白洲のpH、湖心のD0が環境基準を超過しました。全窒素及び全燐については浜名湖(口)として湖心、猪鼻湖及び新所における値の平均値で、浜名湖(ハ)として白洲及び雄踏における値の平均値で評価することとなり、R2は浜名湖(ハ)の全窒素が環境基準を超過しました。 ・ 表3-1-30(1)のCODは75%値ではなく年平均値が示されています。 ・ 測定結果を修正してください。 pH 湖心 8.3→8.4 猪鼻湖 8.4→8.5 白洲 8.3→8.4 ※出典「浜松市の環境の現状と対策(令和3年度版)」(浜松市環境部環境保全課) P.34	方法書以降の資料で修正します。
8	地形・地質	26	配慮書記載のとおり、対象事業実施区域には保安林指定があるが、開発を行うにあたっては、その解除が必要である。保安林指定の解除の権限は、民有林のうち国土保全の根幹となる重要流域にある流域保全のための保安林(水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林)及び国有林の保安林にあつては農林水産大臣、その他の保安林にあつては都道府県知事となっているため、調整願いたい。	今後、事業を進める中で、必要に応じて関係機関と調整します。
9	地形・地質	26	対象事業実施区域には、森林法に基づく地域森林計画対象民有林が含まれているが、関係法令にその旨記載いただきたい。	方法書以降の資料で追記します。
9	地形・地質	26	なお、開発を行う地域森林計画対象民有林の面積が1haを超える場合は、林地開発行為の通知(連絡調整)を行う必要があるため、事前に協議願いたい。	今後、事業を進める中で、必要に応じて関係機関と調整します。
10	景観・人と自然とのふれあいの活動の場	本編 P19	地域における恵まれた自然景観の保全として、三ヶ日のみかん山や里山等、斜面緑地の景観との調和も評価の要素として配慮ください。 『浜松市景観形成基本計画』地域別景観形成方針	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。
11	景観・人と自然とのふれあいの活動の場	本編 P23	静岡県、浜松市、湖西市の3者が連携して、令和2年3月に『浜名湖景観形成行動計画』を策定しました。 「公共施設等の良好な景観形成」は取り組むべき行動として計画に位置付けられていますので、配慮ください。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。
12	景観・人と自然とのふれあいの活動の場	本編 P26, 31	『浜松市歴史的風致維持向上計画』は令和4年3月に認定予定です。 浜松市の維持及び向上すべき歴史的風致として「三ヶ日みかんの栽培における歴史的風致」が位置付けられていますので、配慮ください。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。
13	文化財	配慮書37 参考資料88 参考資料122 参考資料201	ルート帯が通過する天然記念物として、浜松市指定天然記念物「玉洞寺のサザンカ」を追加してください。	方法書以降の資料で修正します。
13	文化財	配慮書37 参考資料88 参考資料122 参考資料201	また、ルート帯には国指定天然記念物「カモシカ」(指定地域を定めず)の生息域を含みます。さらにルート帯の周辺には、静岡県指定天然記念物「磯代のマンサク群落」があります。ルート帯及びその周辺の天然記念物の生息環境へ影響を与えないようご配慮ください。	今後の環境影響評価の中で、必要に応じて、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、環境保全措置を検討します。
13	文化財	配慮書37 参考資料88 参考資料122 参考資料201	なお、やむを得ず影響を及ぼす行為をする場合は、国指定文化財は文化庁長官に、県指定文化財は県知事に、市指定文化財は市長に現状変更の許可を受ける必要があることにご留意いただくとともに、事前の協議をお願いいたします。	今後、事業を進める中で、必要に応じて関係機関と調整します。
14	文化財	配慮書19	表3-1-1(3)自然的状況の「景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」については、指定文化財建造物や指定有形民俗文化財(建造物)など文化観光資源の立地環境に関する視点が無く、現況の記載では不十分と考えられます。 初生衣神社織殿など文化財建造物による景観を加えてください。	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省 国総研)P.14-1-10で、「景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもの」を対象に整理しました。 文化財建造物による景観資源は、必要に応じて、方法書以降の資料で整理します。
15	文化財	参考資料 201、203	表3-2-27(1)と図3-2-15の史跡名勝天然記念物で抜けているものがあるので、参考となる資料(史跡・名勝・天然記念物一覧、位置図)を送ります。	方法書以降の資料で修正します。
16	文化財	参考資料 204	埋蔵文化財は「指定」ではなく「周知」されるものなので、「~文化財保護法第92条第1項に基づいて指定された埋蔵文化財」よりも、「~文化財保護法第95条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は~」という表現の方が適切だと思われます。	方法書以降の資料で修正します。
16	文化財	参考資料 204	埋蔵文化財包蔵地について掘削を伴う工事を行う場合には、計画の段階で文化財課(地域遺産センター)と協議して工事に伴い発生する産業廃棄物については、再利用及び減量化に努め、適正に処理すること。また、保管にあたっては、保管基準を遵守すること。	今後、事業を進める中で、必要に応じて関係機関と調整します。
17	廃棄物	40	道路開通後に発生する産業廃棄物についても再利用及び減量化に努め、適正に処理すること。また、保管にあたっては、保管基準を遵守すること。	産業廃棄物については、関係法令に基づき、適正に処理・保管します。
17	廃棄物	40	道路開通後に発生する産業廃棄物についても再利用及び減量化に努め、適正に処理すること。また、保管にあたっては、保管基準を遵守すること。	産業廃棄物については、関係法令に基づき、適正に処理・保管します。
18	廃棄物	参考資料 263	2.8その他の事項 (1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況について、「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」も参照すること。	方法書以降の資料で「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」も参照します。